

午後1時00分開会

○小野委員長 ただいまから契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会を開会いたします。

欠席届が出ています。政策経営部長が弔事のため欠席です。また、岩田委員からは遅れの申出がありました。

本日は、委員会休憩後、直ちに研修会開催を予定しているため、休憩前の委員会は第4委員会室で開催させていただき、研修及び休憩後の委員会は第1委員会室で開催させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

日程に入る前に、報道機関から録音及び撮影の申出がありましたので、委員会冒頭部分のみの撮影と、休憩中を除く録音を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは撮影を許可いたします。

〔報道機関による撮影〕

〔岩田委員入室〕（発言する者多数あり）

○小林副委員長 いや、撮っていない。別に、岩田君を撮っていない。

○小野委員長 岩田君、映っていないから。大丈夫。

○小林副委員長 どうせ、映っていないから。あ、すごい存在感。カメラの位置が変わっちゃった。

○小野委員長 大丈夫ですね。はい。

ありがとうございます。それでは、この程度で終了いたします。

それでは、日程に入ります。1、コンプライアンス・政治倫理研修会についてです。本日、委員会を休憩し、その間、研修会を開催いたします。講師につきましては太田雅幸様をお願いしております。研修時間は午後2時50分までとし、委員会再開は午後4時を予定しております。本研修の開催につきましては、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、休憩します。直ちに第1委員会室に移動をお願いいたします。

午後1時02分休憩

午後4時00分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

2、確認・報告事項（1）論点チェックリストについて、入ります。契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会論点チェックリスト、資料をご覧ください。前回の委員会で確認した結果などを赤字で資料に追記してあります。

まず1ページ目をご覧くださいと、大項目の1、区議会にて実施すること。こちらのコンプライアンス研修、政治倫理条例、勉強会の実施、こちらにつきましては、先ほど実施したとおりです。これについてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

続いて、3ページ目をご覧ください。2、区の作成した報告書・対策案に対する確認・指摘事項（3）対応等の確認、報告書の正当性についてです。こちらは、11月27日に

追記した有識者会議の第三者の弁護士に関することについて、前回の委員会で——前回というのは12月25日ですね。見解の相違ではなくて見解が乖離しているなど、意見が分かれたため、次回の委員会で執行機関に質疑を行うこととなった旨を追記させていただいております。こちらにつきましては、執行機関にご出席していただいておりますので、本件についての質疑に早速入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、委員の皆様から質疑をお受けいたします。

○はやお委員 昨年11月27日の議事録によりますと、34ページのところになると思います。そこでの村木部長の答弁があるんですけども、この辺のところについてもう一度確認したいんですが、平たく言うと、一般的な法律相談をしたと。で、1回だけ言うだけで、それが関係者ということで、今回の有識者会議のメンバーに入れられないということがあるんですかというような答弁をされておりました。それはちゃんと34ページを見ていただければ書いてありますが、何が言いたいかということ、当初、有識者会議については、これは第三者機関であると。それについては何に根拠を求めたかということ、日弁連のガイドライン、指針を基にそういうことでした。それはいいですね。でも、委員に該当するにはふさわしくないというところの例があった中で、そのところについて、そこについては日弁連を活用しないんだという話があったから、日弁連のガイドラインに準じないというふうに決めたらならば、その準じない理由を執行機関は合理的に説明する必要があるということで、お答えいただきたい。

○佐藤総務課長 当委員会では度々第三者性について質疑が行われてきているわけですが、そもそもそのガイドラインにつきまして、日弁連のほうでも、地方公共団体の事務に共通する事柄についての一般的な手順を示したものであって個別の行政分野の特徴や事情を必ずしも十分に反映したものではないとしておりました、そのような個別の特徴や事情を踏まえて適宜修正されることが予定されているものであるとされております。

ご説明の際も、ガイドラインに沿って対応していると考えておりますということでご答弁申し上げておりますので、特に問題になることはないと思っております。

○はやお委員 結局はご相談した内容が、何をやったか、もう一度確認します。たしかこのところについては、その弁護士の方々に今回の官製談合防止法違反に関するかどうかということについてご相談した。一般的と言いつつも、一般的に、さらにそのところを聞いたというふうに説明いただいているんですけども、このことが該当しないなら該当しないと、今の説明であってはなかなか説明になっていないと思うんです。

というのは、先頃、あるマスメディアのテレビのほうも、当初、ある社長がこの日弁連のガイドラインに従わないで、有識者会議というか第三者機関を立ち上げてやっていきますという話だったんですけども、現実、結果的に、何かといたら、社会一般からしたら、そのガイドラインに準じてやっていけなくちゃいけないということで、近々にその訂正をするそうです。

つまり、何を意味するかといたら、マスメディアですら公共性の高いものはそれに準じてやっていくという中に、我々、行政機関をチェックする我々としては、議会としては、その辺のところについてはもう少し厳格にやる必要があるんじゃないかということをおっしゃっているわけです。それをただ自分たちの考えでそうだと言うならば、ご都合主義なんです

よ。この部分はガイドラインを使って、この部分についてはそうじゃなくていいんだと言っていること自体が説明になっていないということを行っているんです。これを変えたんならば、変えたという理由について、どういうふうに説明するのかということだ。そこをもう少し分かりやすく説明していただけますか。

○佐藤総務課長 職務に基づく法律相談の中で書かれた内容について、概括的に、事件の対応についてというふうに書かれておりましたので、その記載をもってご答弁申し上げているわけですが、そのことについて、今後の対応についてどうしたらいいのかという一般的な相談をしたということは記録に残っておりました。

ただ、今ご指摘のような、フジテレビのことだと思えますけれども、事件のことと違いますのは、一企業の中の内部の事件に対して、社内として、社としてどう対応するかということが今非常に公共性というところで問題になっているかと思えますけれども、刑事事件になっているものではなく、捜査や裁判が行われているものとは異なりますので、その対応についてはまた別に考えるべきものと思っております。

○はやお委員 いやいやいや、刑事事件だからこそ厳格にやるんじゃないんですか。今の答弁については納得できませんよ。それは何かといたら、刑事事件だからこそ厳格にやって、で、何度も言っているんですよ。我々の、前の大阪府知事、市長をやられた首長の方が言っていましたよ。何でも言う、法律家ですからね。やっぱり行政が何を区民に対して、もしくは市民に対してやっていくかと思ったら、適正な手続・手順をきちっとやったということがみんなが安心してくれることなんです。それを守ることなんですと言っているわけですよ。

ということであれば、あえて、あえてですよ、そういう相談をして関係者になる可能性がある。やっていないという実態論はあるのかもしれないけれども、それでもそういうふうなガイドラインに従ってやるというのが執行機関の役割じゃないですかということを何度も言っているんです。そこを変えるなら変えてもいいんですよ。でも、こういう理由で変えましたということの説明になっていないということを行っているんですよ。

いや、いろいろ事情があるでしょう。実態論もあるでしょう。けども、そういうふうに相談された人たちが、果たして第三者機関としていいかと、私と同じように考えている区民がいるわけですよ。といったときに、どうやって説明するかということの理屈をつくっておかなくちゃいけないんですよ。

で、いつも、僕は石川さんのことをどうのこうの言うわけではないけれども、石川さんはやっぱり執行官として優秀でしたよ、都のほうで、都庁で。彼がいつも職員たちに言っていたことを漏れ聞くと、理屈をつくれと言っているんですよ。つまり、変えたなら変えた理屈をつくって、その行政を進めなさいと言っているわけですよ。でも、理屈じゃないじゃないですか。自分たちのやっぱり指針について、もしガイドラインが正規でないにしてもですよ、変えたなら変えた理由をちゃんと明確に説明するのが、あなた方、我々がそうだねとなることが区民に対する説明なんですよ。お答えください。

○佐藤総務課長 委員から度々、今、変えたというようなお話がありましたけれども、区としては変えたという認識はございませんで、適正に対応を進めてきた中で、第三者委員会のガイドラインに沿って、厳密に沿えば、後から振り返ってみれば、第三者性はどうかというふうにご指摘いただくわけですが、第三者委員会という名称の機関を設置し

たということでもございませんし、区としては許される状況の中でできるだけ公平公正に調査を行い、再発防止策を検討していくという中で、一つ一つの事案に直面しながらここまで進んできております。後から振り返って、こうすればよかったということは確かに考えるところはございますけれども、そのとき時点のベストを尽くして対応してまいったというふうに認識をしております。

○はやお委員 ちょっともうこれ、私はこれで平行線という捉え方は嫌なんです。というのは、明確に尺度が違う中での話なんです。けども、その尺度が違って、尺度が違うなりのエビデンスをもってそちらのほうの見解を出してくれと言っているんですよ。普通は、日弁連のやっているのは、刑事罰が出ているからこそ、それに準じてやっていくというのが普通だと思うんですよ。じゃあ、そこについてはどう考えますか。

○佐藤総務課長 以前もご答弁申し上げましたけれども、特に……

○はやお委員 もう、「以前」と言うのをやめてくれよ。

○佐藤総務課長 申し訳ございません。区の顧問弁護士ということではございませんし、何か区の特定の事案にこれまで関わっていただいたという弁護士ではなく、今回の事案を受けて、ご依頼する方向の中で、責任を持って引き受けていただけるという判断をしてお願ひした弁護士の方で、適任である弁護士だと考えております。

○はやお委員 じゃあ、まあ、いいですよ。今後のことについて、これが、もしですよ、例えば、例えばですよ、ある被告人の弁護士との関係があったとか、そういう事実が出てきたときについては、そのときに答弁いただくということでいいとは思いますが、今、何かといたら、不自然なんです。野々上さんとか、もしくは中村さんという弁護士が来たといったところについて、選んだ理由については何ですかといたら、ただ、そういう関係に精通していると。精通している人ならたくさんいますから。これこれこういう理由で、例えば野々上さんなんかといたら、警察関係の問題で様々にそういうような知識はあるでしょう。でも、いろいろ意見がある方でもある。それはいろいろ、いいとか悪いとかという意味じゃないですよ。経緯ですよ。

そういうところから踏まえて、きちっとそのところに選んだ理由がなくちゃいけないわけですよ。そのところで、もし10月10日前に、例えば前の政策経営部長と関係があったという話があった場合は、その辺のところについては間違いなく関係ないということでもよろしいんですね。10月10日、前の政策経営部長が何らかの関係で、例えば今捕まった方の、有罪になった方との関係があったと、そういうことはないんですね。そのところだけ、確認だけ取っておきます。ないならいいですから。

○佐藤総務課長 両弁護士の選任に当たりましては、以前も委員会で、またちょっとお叱りを受けるかもしれませんが、複数の弁護士の候補を挙げた中で、お話をさせていただき、信頼のおける弁護士だという区の一定の判断の下にご依頼を差し上げているものですので、その点について、利害関係ということにつきましても、何か特定の事案で関係があった、例えば職員が相談をしていたということがないということは、今のできる範囲の中では確認しておりますので、そういった問題はないものと考えております。

○はやお委員 はい。

○小野委員長 はい。

はまもり委員。

○はまもり委員 まず確認なんですけれども、その日弁連のガイドラインの年次と、あと名称、一応、違いがあると困るので教えていただけますか。どこの年次の何のタイトルのものを確認して答弁されたのか、教えてください。

○佐藤総務課長 前回の委員会で共有されたものでございます。

○はまもり委員 あ、2010。あれっ。どれだっけ。

○小野委員長 ええ。皆さんに委員会の途中で追加をしていただいた資料ですね。

今いろいろと質疑が行われているんですけれども、ガイドラインという言葉が出ていますけれども、実際には「指針」という表現です。過去にもいろんなところでガイドラインという言葉は出てくるんですけれども、ガイドラインの捉え方というのがもしかしたら違うのかなというふうに感じています。

○はまもり委員 2021年のでしたっけ。

○小野委員長 えっ。

○はまもり委員 この間の6月。

○はやお委員 この間のところ、資料提供してくれている……

○はまもり委員 そうですね。

○小野委員長 資料提供、はやお委員から説明があったので、それをそのまま皆様の、1月27日の特別委員会の資料の一番最後をご覧くださいと。

○はやお委員 追加でやってもらって……

○小野委員長 はい。追加でありますね。で、ここに、第3、委員の在り方というのと同時に、下に注釈といいますか、補足の説明がございますので、この辺りのことを用いて質疑がございました。

○はまもり委員 はい。失礼しました。ありがとうございます。

この指針については、もともとは2010年に企業と不祥事における第三者委員会ガイドラインというものがあって、そこから、それは企業メインの話なので、自治体に関しては2021年に、より今の現状に合ったものに変えられたというふうに書いてあります。

この中で、以前は第三者委員会って、2010年のときには有識者会議というやり方もあるよねというふうに書いてあるんですけれども、2021年のところになると、昨今の状況を見ると、有識者会議というよりも、やはり第三者委員会のことが、第三者委員会といったような独立性が担保されるようなやり方ということが求められているということで、第三者委員会のことしか書いていないわけなんですよ。

ここについて、私たち、私も当初この第三者委員会のところと有識者会議のところを混同しているようなところもあったので、やっぱりこの勉強不足というか、こういった事態になって、必死になって皆さんと一緒に勉強してきたというところがあるんですけど、じゃあ、今になって、今後これがこういうことが起こったときに、今後も同じようなやり方でやるのか。あるいは、今後については有識者会議ではなく第三者委員会というものをやるべきなんだとか、そういった見解をちょっと教えていただきたいです。

○佐藤総務課長 ご指摘のとおり、名称等の違い、実際、区の有識者会議も弁護士2名と公取の元委員ということで、3名の独立した会として要綱上は設けられておまして、検討会議とは別組織というふうに設けております。ただ、そういった独立性、あと調査についても弁護士の方のみ情報を持ち、区には共有されないという形で行いました。それを

っても、今、第三者性ということで、足りないというふうにご指摘を頂いているのかなというふうに思いますが、それは形式であったり弁護士の選任であったりということなのだろうと思います。ただ、区としては、今申し上げたとおりの第三者性について、一定の配慮を持って運営をしてみいましたので、今後につきましては、ちょっと今ご意見を頂いておりますので、こういった今回の事件も踏まえて、また別途考えていくことになろうかと考えております。

○白川委員 関連。

○小野委員長 はまもり委員。その後に白川委員、お願いします。

○はまもり委員 今ご答弁いただいたとおりでなんですけれども、やっぱり今回の議論の中でいろいろ明らかになっていることがあるのかなと。有識者会議と第三者委員会は違いますよと。そして第三者委員会というものを立ち上げるときには、より独立性が求められる。なので、皆さんがおっしゃる、行政がおっしゃることも分かるんですけども、やっぱりそこがより厳しく見られていく時代なので、そこに関しては、有識者会議を設置する前、実際には第三者委員会を設置する前に、何らかの関係、何らかの契約があったところは、今後に関してはやはり頼まないというふうにここで決めていただきたいなというふうには思います。そこはしっかり区の中で情報共有していただいて決めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小野委員長 答弁しますか。まあ、しなくても。

○佐藤総務課長 しなくてもいいですか。

○はまもり委員 いや、答弁してください。

○小野委員長 答弁しますか。じゃあ、できる範囲で結構です。（発言する者あり）

○佐藤総務課長 貴重なご意見を頂戴いたしました。今後に向けては今回ご指摘いただいた点は留意してまいります。利害関係ということについて、どのような接触をするかということについては、判断がまた分かれてくることが起こる可能性がありますので、その点についてはちょっとどのように対応できるか検討させていただいて、明快に、今、こうしますというふうには申し上げないでおきたいと思っております。

○小野委員長 はい。まずはこういうことが二度と起きてはいけないというところなんですけれども、万一ということで、様々ご意見を頂きました。

失礼しました。白川委員、どうぞ。

○白川委員 はい。一つお聞きしたいのが、何か理由みたいなところを掘り下げても私は意味がないと思いますので、要するに今回の件、瑕疵があるかどうかだけだと思うんですね。今回の委員会について、瑕疵性があったかどうかという認識だけ教えてください。

○佐藤総務課長 先ほどもご答弁いたしましたとおり、初めてこのような事態が起こり、職員と議員の方との関係ということで、どのように対応するかということは、次第に事実が明らかになっていくという事案でございましたので、十分に必ずしも対応できなかったことであろうかと思っておりますけれども、その中で最善を尽くして、特段の問題があるというような形では実施してこなかった、瑕疵はなかったというふうに認識をしております。

○白川委員 私も瑕疵性は全くなかったと思っておりますので、その答弁でよろしいかと思っております。今後は今回の反省を踏まえて、次に生かせるような何かの総括だけやっていただければなと思っております。

○佐藤総務課長 ご意見のとおり、今後なるべく疑念を持たれないような対応に努めてまいりたいと考えております。

○小野委員長 はい。ほかはいかがでしょうか。

○岩田委員 今回の答弁で、疑念を持たれないようにということであるならば、先ほど、はまもり委員ややお委員の言っていた第三者委員会、これは絶対必須だと思うんですよ。

フジテレビの例を挙げますと、調査委員会というのは第三者の弁護士も入っていますよ、確かに。でも、その第三者の弁護士が中心の調査委員会で、内部も含め利害関係のある人を選べるわけですよ。問題は、独立性が担保できるか不透明。そして、依頼主に忖度した調査になる可能性がある。大問題ですよ。それに比べて、日弁連の第三者委員会ガイドラインは、独立した委員のみ。そして調査関係について、会社とか依頼主は全面的に協力しなければならない。そして最後に、事件について明らかになったそのことについて、公表について、依頼主の意思を拒否できるんですよ。非常に強い力を持っている。独立性がある。こういうことぐらいしないと、徹底的に洗い出すなんてできないですよ。

結局は、何、依頼主に忖度した調査になるような可能性のあるような調査の、そういう何ですか、何だ、再発防止のこういう会議体を立ち上げましたよといっても、ポーズにしかたらないんですよ。何で本当にやる気があるんだったら第三者委員会にしないのかというのは、とても納得できない。

○佐藤総務課長 これまでの議論の流れから、そういったご指摘を頂くということは当然かなというふうに思っております。ただ、区としては、今申し上げたとおり、できる限りの中で適切に対応してきたというふうに認識しておりますので、今のご意見は今後の課題とさせていただきたいと考えております。

○小野委員長 部長。

○中田行政管理担当部長 すみません。1点ちょっと補足させていただきたいと——すみません。行政管理担当部長です。1点補足をさせていただきたいと思います。

今回のこの事案につきましては、やはり起訴をされて公判になったという点が重要、非常にポイントかと思っております。こちらに関しては、日本で最高水準の捜査を行い、そして起訴があって、公判があって、結論が出たということです。その点に関しては、区がこういった権限を持ってその内容についてできるのかというのは、大いに、何ですかね、注意しなければいけない点だと思っております。そういった点を踏まえて、今回は弁護士の先生方も調査を行い、こういった事実があったのかというものを整理なさっていたという点がございます。

また、以前、議会の中でも私のほうから答弁を差し上げましたけれども、こういった談合事件が起きた際というのは、警察、公取のほうから、区のほうが直接調査をするということは控えてほしいということで、そういった場合は警察、それから公取のほうにしっかりと通報してほしいというようなお話を頂いております。そういった点から、もう区が第三者委員会を立ち上げて、どの程度こういった事件を調査できるのかといった点については、いろいろな注意しなければならない点があるというふうには認識をしているところでございます。

○岩田委員 先ほど「できる限り区は」とおっしゃいましたけど、できる限りだったら第三者委員会をつくりゃいいじゃないですか。それをやらないで、しかもですよ、不正行為

等再発防止特別委員会の設置理由のところに、とりわけ組織や制度の不備などを徹底的に洗い出しと書いてあるんですよ。徹底的に洗い出す気持ちがあるんだったら、第三者委員会をつくるのの何が問題なんですか。しかも、区が何かそういうことを何か調査するのは控えてください。区じゃないですよ、第三者委員会がやるんですよ。ぜひやっていただきたいと思いますが、そこはどうなんですか。

○中田行政管理担当部長 その第三者委員会と、警察ですとか裁判といったところのやはり重なる部分というのは、十分に注意しなければいけない点だと思っております。今回、報道で聞く限りですが、マスコミのほうで対応されている案件については、特に警察のほうでの捜査がないというふうには私のほうでは認識をしておりますので、あの案件とこの今回千代田区で起きた案件というのは、違うというところで考えているところでございます。

○岩田委員 根本的には一緒ですよ。もう何か臭いものに蓋をしようという、そういう態度が見え見えというところが一緒です。裁判で終わりじゃないんですよ。だったら、その裁判では明らかにならなかった組織や制度の不備などを徹底的に洗い出すべきじゃないですか。そういうことを考えずして、これで終わりです、特に何にも問題ありませんと言っちゃうこと自体が、また同じ問題を引き起こすだろうという懸念がありますよ。そういうところをちゃんと考えていただきたい。

○中田行政管理担当部長 私どもは裁判が終わって終わりというふうには思っておりませんで、そういった事実も踏まえて、組織としてどういった点が至らなかったのかというのを報告書にまとめて、それを夏に公表させていただいたところです。現在、その問題点なども整理しながら、実際にどういったことをすれば防げたのかというところで、組織の改編などに取り組んでいるという状況でございます。

○岩田委員 先ほども言いました。独立性が担保できるか不透明。そして、依頼主に忖度した調査になる可能性がある。そんなところの調査委員会の報告書が幾ら出たって、全く意味ありませんよ。そこをどう考えているんですか。

○佐藤総務課長 第三者委員会をやらなかったから、全てよくないというご意見にちょっと今聞こえてしまいましたが、そんなことはございません。一定の検討はさせていただき、見直すものは見直す対応を報告書に記載させていただいております。

○岩田委員 この一定の検討って、どれ、何をもちって一定か分からないですけども、調査委員会で大丈夫ですと、誰がそれを、あ、大丈夫だねと言うんですか。自分たちで疑われていることなのに、自分たちで、はいやりました、大丈夫ですと。誰が信じますか、そんなの。だからこそその独立性じゃないですか。だからこそその第三者ですよ。そういうのもなしに、我々が自分でやりました、ほら大丈夫ですよと言っても、誰も信用しないですよ。本当にやる気があるのかというのを今問われているんですという話ですよ。

○佐藤総務課長 これまでマスコミ報道もございましたし、区長の記者会見もございました。様々な公表してまいりましたけれども、岩田委員と同様のご意見を頂戴したことはございませんし、逆にしっかりこれから立て直して頑張してほしいというふうなお電話等は頂戴しておりますので、報告書に沿って、今後も再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○小野委員長 はい。それでは、ここまでですが、ほか、ご発言をまだされていない方で、

何かありましたら。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、まず、ここについては、「未」2の赤色だったんですけども、質疑をしていただきました。

4ページをご覧くださいますと、まだ、確定記録というところ、12月25日分の追記をしているんですけど、確定記録については、進捗というか、いつ頃に届くということが今のところ報告は特にございませんので、また何か分かりましたら皆様にお知らせをするということになるかと思えます。ですので、こちらについてはまだ待ちの状況ということですね。

それでは——はい、はやお委員。

○はやお委員 その確定記録、刑事確定記録のポイントはどこにあるかということ、結局は2020年2月以降、その前はこういう、何というんですかね、官製談合、入札妨害というのはなかったという結論を出しているわけですね、最終報告書には。

あともう一つは、前副区長の関与はなかったということですから、この2点が明確になった場合、どういうふうに今後考えていくかということは、委員会のほうでも今後、今後の話ですけども、そこはすごく大きなポイントになってくるかと思えます。

だから、実を言うと、先ほどの第三者機関の客観性という話については、法務担当の方も、実際、第三者機関と有識者会議は違うと明確に言っていますから。そうすると、そのところも含めて委員会としては整理していかなくちゃいけないということについて、確認を取りたい。

あと勘違いしてしまっただけいけないことは、我々は、何かといたら、二元代表制であって、事務執行に関するチェックをするわけです。その事務執行に関係するということについては、この最終報告書についても、いろいろクレームをつけるということじゃなくて、指摘をするという役割があるんです。これがしっかりしていなければ、今後、執行機関というものはやはり違った方向での整理になるということになりますから。でも、一応、執行機関は、今の段階では、今の段階ではこれについては自信と責任を持って、間違いのないということについて、間違いのないかということだけ確認したい。

あと、刑事確定記録が出てきた中で、間違いなく、確認によると、副区長の供述もあるらしいですから、そうすると、その供述の内容を踏まえて、それ相当なりに責任者のほうの答弁を頂かないと、やっぱりこの立ち上げた意味というのはなくなると思いますので、その辺のところだけはお答えいただきたい。

この2点の、あと大きな話になってきますから、だから、実際のところ、第三者機関と言いながらも、全てはこの確定記録によって話が変わっちゃうということですね。そこをお答えいただきたい。

○佐藤総務課長 間違いがないかという点、もし個別に、全体に間違いがないかと言われれば、今の段階では間違いはないというふうに思っておりますけれども、何か間違いがあるようでしたら具体的に指摘をしていただければと思います。

副区長の関与につきましては、その記録が何か明らかな何か事実をもたらすということがあれば、そのときに考えたいということによいかと思います。

○はやお委員 まあ、これについては別に、たられれば話をしてもしょうがないですけど、

以前、課長のほうの答弁を頂いた中で、ここの最終報告については誰が責任者だといったときには、坂田副区長が実行委員長だから責任者だというふうにお話ししていただいているので、当然そのところが明確になったときについては、坂田副区長が説明をし、そしてそれなりの対応をするということで問題ないでしょうか。そこだけお答えいただきたい。

○小野委員長 それは、そういうのを言われたらね。検討する……

○中田行政管理担当部長 報告書は区として皆様に公表しているものですので、区として対応させていただきたいと考えております。

○小野委員長 はい。

それでは、以上ですけれども、論点チェックについては終了いたしますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

次に、3、その他に入ります。

委員の皆様から何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

執行機関から何かございますか。なしでよろしいですね。はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後4時32分閉会